

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和4年10月14日(2022.10.14)

【公開番号】特開2022-111045(P2022-111045A)

【公開日】令和4年7月29日(2022.7.29)

【年通号数】公開公報(特許)2022-138

【出願番号】特願2021-174535(P2021-174535)

【国際特許分類】

H 05 K 1/02(2006.01)

10

G 11 B 5/60(2006.01)

G 11 B 21/21(2006.01)

H 05 K 3/44(2006.01)

【F I】

H 05 K 1/02 P

G 11 B 5/60 P

G 11 B 21/21 C

H 05 K 3/44 Z

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年10月5日(2022.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属支持基板と、絶縁層と、導体層とを、厚さ方向一方側に向かってこの順で備え、
前記導体層が、少なくとも一つの端子部と、当該端子部から延出する配線部とを含み、
前記金属支持基板が、当該金属支持基板を前記厚さ方向に貫通し且つ前記絶縁層を介して前記端子部に対向する開口部を有し、

30

前記開口部が、前記厚さ方向一方側の第1開口周端縁と、前記厚さ方向他方側の第2開口周端縁とを有し、前記厚さ方向の投影視において、前記第2開口周端縁は、前記第1開口周端縁の外側に配置されて当該第1開口周端縁に沿って延び、

前記投影視において、前記第1開口周端縁の全部が、前記端子部の内側に配置されているか又は外側に配置されており、前記第2開口周端縁の全部が、前記端子部の外側に配置されている、配線回路基板。

【請求項2】

金属支持基板と、絶縁層と、導体層とを、厚さ方向一方側に向かってこの順で備え、

40

前記導体層が、少なくとも一つの端子部と、当該端子部から延出する配線部とを含み、

前記金属支持基板が、当該金属支持基板を前記厚さ方向に貫通し且つ前記絶縁層を介して前記端子部に対向する開口部を有し、前記端子部に対して2以上の開口部は対向せず、
前記開口部が、前記厚さ方向一方側の第1開口周端縁と、前記厚さ方向他方側の第2開口周端縁とを有し、前記厚さ方向の投影視において、前記第2開口周端縁は、前記第1開口周端縁の外側に配置されて当該第1開口周端縁に沿って延び、

前記第1開口周端縁が、前記投影視において前記端子部の内側に配置されている第1部分と、前記投影視において前記端子部の外側に配置されている第2部分とを含む、配線回路基板。

【請求項3】

50

前記第2開口周端縁が、前記投影視において前記端子部の内側に配置されて前記第1部に沿って延びる第3部分を含む、請求項2に記載の配線回路基板。

【請求項4】

前記第2開口周端縁が、前記投影視において前記端子部の外側に配置されて前記第1部に沿って延びる第4部分を含む、請求項2に記載の配線回路基板。

【請求項5】

前記導体層が複数の前記端子部を含み、前記開口部が、前記絶縁層を介して前記複数の端子部に対向する、請求項1から4のいずれか一つに記載の配線回路基板。

【請求項6】

前記開口部が、前記第1開口周端縁と前記第2開口周端縁との間に配置されて外側に膨らむように湾曲している湾曲壁面を有する、請求項1から5のいずれか一つに記載の配線回路基板。10

【請求項7】

前記投影視における前記第1開口周端縁と前記第2開口周端縁との間の離隔距離が $20\text{ }\mu\text{m}$ 以上 $120\text{ }\mu\text{m}$ 以下である、請求項1から6のいずれか一つに記載の配線回路基板。

【請求項8】

前記金属支持基板が $20\text{ }\mu\text{m}$ 以上 $250\text{ }\mu\text{m}$ 以下の厚さを有する、請求項1から7のいずれか一つに記載の配線回路基板。

10

20

30

40

50